

発行編集
須坂市農業委員会
〒382-8511
須坂市大字須坂1528-1
☎026-248-9015

須坂市 農業委員会だより

農業委員会活動①

先進地視察研修 山梨大学へ研修に 行ってきました。

11月17日
に山梨県甲府市にある山梨大学へ視察研修に行ってきました。農業委員13名、農地最適化推進委員7名が参加しました。
山梨大学では、国の研究費を活用し、「AIによるブドウ栽培の技術研究」を行っているようです。山梨大学副学長の茅曉陽教授から、研究の概要や研究成果についての説明を受けました。
その後、研究室の学生により、摘粒を指示、判定できる特殊なサングラス「スマートグラス」の実演や、スライスや収穫適期をスマートフォンで確認することができ、委員も実際に体験しながら指導をいただきました。また、ブドウのジベレリン処理や摘粒、収穫作業を自動で行うロボットなど、実際に研究の模範を使って



模範を使って

ロボットの動き等を見ることができました。ロボットの開発にあっては、価格面や作業効率でもっと研究を深めていく必要があるとのことのお話で、若い学生たちの熱心な研究に対する取り組みの話に聞くことができ、実用化にはまだまだ時間がかかるものもあると、すでに利用できるソフトウェアもあり、これからのブドウ栽培等に活かせる視察研修となりました。



農業委員会活動②

女性農業者との交流会を開催しました。

10月20日、女性農業者との交流会を開催しました。女性農業者に仲間とつながりをもってもらおうと毎年開催しているもので、今回で4回目の開催となります。今回は、女性就農者や研修生、JANAがの女性部役員、



農業委員会活動③

毎年恒例の三浦市「三崎港まつり」で農産物販売

11月23日(日)姉妹都市である神奈川県三浦市の三崎港で毎年開催される「三崎港まつり」に参加してきました。

女性農業委員など12人が紅葉に彩られた米子大瀑布を散策し、その後、亀倉町の楠わいなりーを見学しました。参加者は、農業に限らない日頃の生活での悩みやこれからの夢などを話し合い、交流を深めました。

今年も、農業後継者部会員9人が参加し、農業委員の栽培したリンゴ、ブドウ、お米、花苗を販売しました。三崎港を中心会場に、子供たちの体験イベントや新鮮な海産物農産物などの販売されており大変賑わいのあるイベントでした。
幸いにも農業委員会の販売ブースでは、販売開始前から長蛇の列ができ、認知度の高さを感じました。今年も5月に雹害にあったシナノゴールドやシナノスイートなどのリンゴを「わけありリンゴ」として販売し、開始1時間ほどで完売となりました。来場者からは、「毎年楽しみにしている。」「並んでも買うことができてよかったです。」「その声の寄せられました。」

全国農業新聞の購読を

全国農業新聞は、わかりやすい農業・農政の解説や経営・流通の最新情報等が満載で皆様の暮らしに役立ちます。ぜひご購読ください。(月4回金曜日発行 購読料・月700円(送料消費税込))
(購読を希望される方は、農業委員・推進委員または農業委員会事務局まで連絡ください。)

農業者年金に加入しませんか

老後の生活を支えるための備えとして農業者年金に加入しませんか。
\$ 農業者年金の加入要件 \$
○国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く)
○年間60日以上農業に従事
○60歳未満
\$ 農業者年金のメリット \$
○保険料の全額が社会保険料控除の対象になります。
○積立方式・確定拠出型で長期安定の制度で安心です。
○終身年金で80歳前に死亡した場合は一時金が支給されます。

○保険料の額は経営状況などにより自由に設定できます。
(月額2万円〜6万7千円)問合せ
農業委員会事務局
☎026-248-9015
JANAがの須坂支所
☎026-245-1300

2025年度「農業振興施策に対する意見書」を提出し回答がありました。

11月17日に、三木須坂市長に意見書を提出し、12月26日須坂市から回答をいただきました。要旨については次のとおりです。

I 須坂市の農業振興について

須坂市農業の将来にむけた方向性を示し、農業者に寄り添った農業振興を図りたい

(1) 農業委員会からの意見要旨

- (1) インター周辺で大型ショッピングモールなどが開店したが、多くの優良農地が犠牲になった。今後さらに「地域未来投資促進法」により隣接地大型開発が予定されている。
- (2) 農業者が安心して将来にわたり農業経営を行っていくための方向性や、須坂市の将来の農業振興に関するビジョンを示してほしい。
- (3) 守るべき農地を明確にし、農業関係機関等とも情報共有等しながら、一丸となって農業を振興してほしい。一人一人の

農業者に寄り添った農業振興を進めていただきたい。

- (4) 地域ごとの課題解決してほしい。日滝地区には、馬入れのない畑や狭小農地、石塚等で荒廃化している。中山間地域は、人口減少や高齢化で荒廃化している。地域計画にも「基盤整備」の必要性や「荒廃化防止」のための施策検討が急務と記されている。
- (5) 「農地整備対策」「担い手確保の対策」「荒れた農地に対する対策」など、予算を確保し、解決に向けて実効性のある事業実施を要望する。

須坂市からの意見書に対する回答要旨

- (1) 地域未来投資促進法を活用した開発については、「長野地域基本計画」に

定める重点促進区域を対象とし、市の上位計画とも整合を図っている。地元農業者等にも理解を得ている。代替地が必要な方には代替地を提供している。無秩序に開発を進めているわけではない。

- (2) リンゴ、ブドウ、桃を中心とした果樹の産地であり、今後も果樹を中心として農業振興を進めていく。策定した地域計画をより良いものにしていきたい。
- (3) 多くの方が担い手として営農の意向を持っている地域を、守るべき農地と考えている。
- (4) 「農地整備」については、近隣市での成功事例もあるので、農業委員会として把握している具体的な場所を共有確認し、実施の可能性がある地区については対応を検討する。引き続き情報交換をお願したい。
- (5) 担い手の確保や遊休農地に対する対策は、現在実施している事業を中心に、厳しい財政状況であるが、地域計画の実現に

向けて取り組みを進めていく。

II 遊休農地対策について

農業生産法人の参入や、地域での総合的な農地保全、耕作をする地域営農組織などの仕組みづくりを検討されたい。

(1) 農業委員会からの意見要旨

- (1) 個人農家への農地集約は限界。個人農家への農地集積集約化は、対処療方的方策となっている。農業生産法人の参入や、地域での総合的な農地保全、耕作をする地域営農組織などの仕組みづくりを検討願いたい。他業種からの農業分野への参入促進など、積極的な働きかけや補助制度などの創設を検討してほしい。
- (2) 当委員会として農地中間管理機構が農地バンクとしての本来の役割を果たすよう要望しているが、市としても長野県等関係機関へ強く働きかけをしていただきたい。併せて、荒れた遊休農地を整備し担い手へ貸出す遊休農地解消対策事業の制
- (3) ニワウルシの問題点は成長が非常に早く1年で1.5mにもなり数年で大木化、種子生産能力が高く多年生植物であり、継続的な対応が必要である。農地だけでなく市全体の問題としてニワウルシの存在認知と駆除方法を再度周知してほしい。農地への侵入を防ぐ対策をしてほしい。



須坂市からの意見書に対する回答要旨

- (1) 農業を取り巻く厳しい

環境の中、予算も限られて
いる状況。

市に集落営農や法人の
農業への参入促進のノウ
ハウがない中では即効性
のある対応は難しいと思
われるが、多様な業態に
よる農業の活性化は必要
と考えている。

(2) 現在の農地中間管理事
業には課題があると認識
している。須坂市として
も、市長会を通じて県や
中間管理機構に働きかけ
を行うよう取り組む。

遊休農地解消対策事業
は、市の補助事業や中間
管理機構が所管する補助
事業など、積極的に案内
をし引き続き制度を活用
いただけるよう努める。

(3) ニワウルシは外来生物
法における「特定外来生
物」ではないが、繁殖力
が非常に強く、樹木化す
ると駆除に多大な労力が
必要。市報やホームページ
で注意喚起し、駆除方
法等を広報する。

より広く周知するた
め、市のSNS等の活用
を検討する。

Ⅲ 農業後継者対策につい
て

新規就農者支援に係る
各種補助金の確保維持と
特に経営基盤の弱い新規
就農者に対して、枠を別
に設けるなどの優先的な
確保を検討されたい。

農業委員会からの意見要旨

(1) 「ふるさと納税問題」で
厳しい財政状況は承知し
ている。農業者も物価上
昇による資材費の高騰等
で費用負担も増加してい
る。農家負担を抑えるた
め、予算の確保をしてほ
しい。特に新規就農者に
は、棚設置などの新たな
設備投資を行うことは特
に困難な状況。各種補助
金について、新規就農者
の枠を別に設けるなどの
優先的な確保を検討して
ほしい。

(2) 特に女性農業者から作
業中のトイレに困ってい
る。農業者が公共施設の
トイレを気軽に使うこと
ができるよう、各施設へ
の積極的な働きかけや広
報をしてほしい。

(3) 新規就農者が市内で就
農する際、特に優良な園

地を見つけるのは困難な
ため、農地バンクの登録
情報を農林課の窓口閲覧
だけでなく、市ホームペ
ージ等でも公開すること
ができないか。

(4) 農地を相続した遠方に
住む非農家が農地バンク
の存在を知らずに農地を
放置、荒廃化することが
ある。死亡届提出時に農
地バンクのチラシを渡す
など積極的なアピールを。
須坂市からの意見書に対す
る回答要旨

(1) 須坂市財政は大変厳し
い状況。共同で管理して
いる農業用施設の維持管
理に係るものなど、行政
でなければ行えないもの
を中心に、必要な予算を
確保していく。

須坂市の補助制度に
は、早期に予算の枠に達
してしまいうものもあるた
め、本来に必要な方に利
用いただけるような制度
となるよう条件等の見直
しを行う。

(2) 公共施設のトイレは公
衆トイレとして利用でき
るよう開放しており、「公
イレと設備の一覧」、「公

衆トイレMAP」をホー
ムページにて公開してい
ます。

トイレと設備の一覧
<https://www.city.suzaka.nagano.jp/soshiki/3030/651.html>

公衆トイレMAP
https://www.city.suzaka.nagano.jp/soshiki/1021/map_portal/foilet_map.html



(3) 農林水産省の運営する
e-MAFFを利用し、
地図上で農地バンク情報
の「貸したい・売りたい」
という意向を登録できな
いか検討している。

(4) 死亡等届出提出時に、
「農地を相続した際の届
出のお願い」と併せて、
農地バンクについて記載
し配布する。

Ⅳ その他について
イオンモール須坂ブ
ースでの須坂産農産物の
PRを強化する体制を固
めたい。

(1) イオンモール内の須坂
農業委員会からの意見要旨

産農産物等PRブースが
できたが、市の税金を多
額に投入し運営している
ので、須坂産の農産物、
物産の販売重視してほ
しい。また市の魅力が十分
PRできるようにしてほ
しい。農産物の産地偽装
にならないような管理を
求める。農産物の提供や
農業者の紹介などであ
れば農業委員会としても協
力していきたい。

須坂市からの意見書に対す
る回答要旨

(1) イオンモール須坂1階
食物販ゾーン「SUZAKA
K A蔵」内に『畑と台所
須坂市ブース』を設置し、
市農産物をはじめとした
特産物の紹介・販売、パ
ンフレット・モニター映
像による観光PR、シェ
アキッチンで地元のお店
・郷土食の紹介など行っ
ていく。

市の出資し運営委託す
るブース。当然須坂市の
産物・事業者の物の取り
扱いがメインとなるが、
冬期間は農産物が不足す
るため、他産地の物も販
売する。

農業委員会からの意見要旨

令和 7 年度 農地利用状況調査の結果をお知らせします

農業委員会では、毎年、市内の全農地を対象に農地の利用状況を把握するため農地利用状況調査（農地パトロール）を実施しています。昨年（令和 6 年度）の 8 月下旬から 10 月に実施した本調査の結果がまとまりましたのでお知らせします。

大字ごとの集計等、詳細は市ホームページをご確認ください



調査は、草刈り等で直ちに耕作可能な遊休農地を「緑区分」、雑木等の伐採抜根が必要な農地を「黄区分」として、遊休農地の状態に応じて 2 つに区分して判定しています。

本年度は、緑区分と黄区分の遊休農地の合計が約 101.18 ㍊で、昨年の 98.94 ㍊から約 2.24 ㍊増加しました。次の表は地区別の遊休農地面積を区分ごとにまとめたものですが、雑木等の伐採抜根が必要な農地「黄色区分」の割合が高くなっています。

地区	緑区分の遊休農地 (草刈り等で直ちに耕作可能)				黄区分の遊休農地 (雑木等の伐採抜根が必要)			再生困難 (山林化)
	令和 6 年	令和 7 年	うち新規	比較増減	令和 6 年	令和 7 年	比較増減	令和 7 年
須坂地区	3.47 ha	4.40 ha	3.15 ha	0.93 ha	2.99 ha	3.12 ha	0.13 ha	2.04 ha
日滝地区	5.34 ha	6.87 ha	3.50 ha	1.53 ha	5.00 ha	6.03 ha	1.03 ha	1.17 ha
豊洲地区	7.18 ha	7.66 ha	2.95 ha	0.48 ha	7.54 ha	6.93 ha	△ 0.61 ha	1.17 ha
日野地区	3.51 ha	2.87 ha	2.30 ha	△ 0.64 ha	4.28 ha	2.92 ha	△ 1.36 ha	0 ha
井上地区	4.10 ha	3.76 ha	0.61 ha	△ 0.34 ha	2.26 ha	2.61 ha	0.35 ha	0.58 ha
高甫地区	3.40 ha	1.56 ha	0.78 ha	△ 1.84 ha	5.94 ha	7.08 ha	1.14 ha	4.81 ha
仁礼地区	10.85 ha	11.85 ha	1.38 ha	1.00 ha	18.31 ha	17.43 ha	△ 0.88 ha	38.23 ha
豊丘地区	5.79 ha	4.02 ha	1.73 ha	△ 1.77 ha	9.00 ha	12.06 ha	3.06 ha	8.30 ha
合 計	43.64 ha	42.99 ha	16.40 ha	△ 0.65 ha	55.32 ha	58.18 ha	2.86 ha	56.30 ha

農業委員会は、毎年、管内の農地を対象に、農地の利用状況を調査するため、農地パトロール（農地利用状況調査）を実施しています。本調査は、遊休農地（草刈り等で直ちに耕作可能な農地）と黄区分（雑木等の伐採抜根が必要な農地）に区分して判定しています。本年度は、緑区分と黄区分の遊休農地の合計が約 101.18 ㍊で、昨年の 98.94 ㍊から約 2.24 ㍊増加しました。次の表は地区別の遊休農地面積を区分ごとにまとめたものですが、雑木等の伐採抜根が必要な農地「黄色区分」の割合が高くなっています。

農地は一度荒れてしまうと、元々の農地に戻すのは大変な労力と費用がかかります。借り手が見つかるまで、隣接の耕作者などに迷惑がかからないよう草刈り等の管理をお願いします。上記のとおりです。

農業委員会では、毎年、管内の農地を対象に、農地の利用状況を調査するため、農地パトロール（農地利用状況調査）を実施しています。本調査は、遊休農地（草刈り等で直ちに耕作可能な農地）と黄区分（雑木等の伐採抜根が必要な農地）に区分して判定しています。本年度は、緑区分と黄区分の遊休農地の合計が約 101.18 ㍊で、昨年の 98.94 ㍊から約 2.24 ㍊増加しました。次の表は地区別の遊休農地面積を区分ごとにまとめたものですが、雑木等の伐採抜根が必要な農地「黄色区分」の割合が高くなっています。

毎年恒例の農地パトロールを実施しました！

「第24期農業委員」・「農地利用最適化推進委員」の任期が満了となります。

「第25期 農業委員」
(任期は2026年 7 月 20 日～3 年間です。)

「農地利用最適化推進委員」
(任期は委嘱の日～3 年間です。)

「令和 8 年度 農作業標準賃・機械作業標準料金」はこちらから御覧いただけます。



新年度が始まり、農作業も忙しい時期となります。第 24 期の農業委員は本年 7 月に任期満了を迎えますが、残された任期中、地域農業の発展のため、精一杯頑張りますので、よろしくお願い申し上げます。

情報・研修委員会(編集委員)

- 委員長 目黒 孔一
- 副委員長 春原 博
- 委員 黒岩 基之
- 委員 中村 豊彦

編集後記

農地を転用するときは 農地法の許可が必要です!!



農地を農地以外、例えば住宅や事務所などの建物敷地、駐車場や資材置場などに変更することを「農地転用」といいます。農地を農地以外に転用する場合、現在、耕作をしていない遊休農地であっても農地法の手続きが必要になります。

市街化区域の農地を除く農地転用は、農地法のほか、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）や都市計画法などの法規制があります。許可なく無断で転用した場合、農地への原状回復等の命令や罰則が適用される場合がありますのでお気を付けください。

(個人は 3 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金、法人の場合は 1 億円以下の罰金)

農地の相談は農業委員会事務局へ